

2021(令和3)年度 定期監査(本庁・支所等)結果に基づく措置状況等の報告(個別事項)

- 1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
- 2. 監査対象年度 2021(令和3)年度
- 3. 監査結果報告 2022(令和4)年2月16日

所属等	定期監査結果(指摘事項)	措置状況等
保険年金課	<p>税の試算において、現行の運用ルールに加えて、ダブルチェックの徹底と、窓口で対応した職員とチェックを行った職員や、対応状況等の記録を残し責任の所在を明らかにすることによって再発防止に努められたい。</p>	<p>【措置済】 措置日：令和4年1月18日</p> <p>依頼時に提出された資料に基づき試算し、ダブルチェックできる体制がとれた場合は、複数人で確認作業を行った。また、依頼者への結果説明については、面談により、依頼者が納得したことを確認しつつ進めた。説明後は、試算表及び関係書類を簿冊で保管することにより、責任の所在を明らかにするとともに、課内で共有した。</p>